○鯖江広域衛生施設組合個人情報保護条 例施行規則

> (平成18年8月24日) 規則第3号)

> > 改正 平成28年6月1日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、鯖江広域衛生施設組合個人情報保護条例(平成18年鯖江広域衛生施設組合条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

- 第2条 条例第7条第1項前段の規定による個人情報取扱事務の開始の届出は、 個人情報取扱事務届出書(様式第1号)により行うものとする。
- 2 条例第7条第1項後段または同条第3項の規定による個人情報取扱事務の変 更または廃止の届出は、個人情報取扱事務変更(廃止)届出書(様式第2号) により行うものとする。
- 3 条例第7条第1項第7号の管理者が定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 事務の開始(変更)年月日
- (2) 個人情報の記録の形態
- (3) 個人情報の収集の時期
- (4) 電子計算機処理・結合の有無

(収集の通知)

第3条 条例第8条第3項の規定による通知は、個人情報収集通知書(様式第3号)により行うものとする。ただし、通知書の送達が困難な場合、通知が急を要する場合その他通知書による通知が適当でないと認められる場合に限り、口頭または告示により行うことができる。

(利用または提供の通知)

- 第4条 条例第9条第2項の規定による通知は、個人情報利用・提供通知書(様式第4号)により行うものとする。
- 2 条例第9条第2項の規定による管理者への届出は、個人情報利用・提供届出

書(様式第5号)により行うものとする。

(開示請求書)

第5条 条例第 14 条第 1 項の規定による請求は、個人情報開示請求書(様式第 6 号)により行うものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

- 第6条 条例第14条第2項(条例第21条第2項および第25条第2項において準用する場合を含む。)に規定する本人または法定代理人であることを示す書類は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
 - (1) 本人が、開示、訂正もしくは利用停止の請求をし、または開示を受ける場合(以下この条において「開示請求等をする場合」という。) 個人番号カード、 運転免許証、旅券、健康保険等の被保険者証その他これらに類する書類として 管理者が認めるもの
 - (2) 法定代理人が開示請求等をする場合 当該法定代理人に係る前号に規定する書類および戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として管理者が認めるもの

(開示決定の通知)

- **第7条** 条例第 18 条第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる保有個人情報の開示に係る決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。
 - (1) 保有個人情報の開示を可とする決定 個人情報開示決定通知書(様式第7号)
 - (2) 保有個人情報の一部を除いた部分につき開示を可とする決定 個人情報部 分開示決定通知書(様式第8号)
 - (3) 保有個人情報の開示を否とする決定 個人情報不開示決定通知書 (様式第9号)

(開示の可否の決定期間の延長に係る通知)

第8条 条例第 18条第 3 項後段の規定による保有個人情報の開示の可否の決定期間の延長に係る通知は、個人情報開示決定期間延長通知書(様式第 10 号)により行うものとする。

(自己情報の取扱等)

- **第9条** 自己に関する保有個人情報の開示を受けた者は、当該個人情報を汚損し、または破損することがないように取り扱わなければならない。
- 2 管理者は、前項の規定に違反し、または違反するおそれのある者に対し、保

有個人情報の閲覧を中止することができる。

(写しの交付部数)

第10条 保有個人情報の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(訂正請求書)

第11条 条例第 21 条第 1 項の規定による請求は、個人情報訂正請求書(様式第 11 号)により行うものとする。

(訂正の決定の通知)

- 第12条 条例第23条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる自己情報の 訂正に係る決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとす る。
 - (1) 保有個人情報の訂正を可とする決定 個人情報訂正決定通知書(様式第12号)
 - (2) 保有個人情報の訂正を否とする決定 個人情報非訂正決定通知書(様式第 13号)

(訂正の可否の決定期間の延長に係る通知)

- 第13条 条例第23条第3項において準用する条例第18条第3項の規定による保 有個人情報の訂正の可否の決定期間の延長に係る通知は、個人情報訂正決定期 間延長通知書(様式第14号)により行うものとする。
- 2 条例第23条第4項の規定による通知は、個人情報の訂正に係る通知書(様式 第15号)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第14条 条例第25条第1項の規定による請求は、個人情報利用停止請求書(様式第16号)により行うものとする。

(利用停止の決定の通知)

- 第15条 条例第27条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる自己情報の利用停止に係る決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。
 - (1) 保有個人情報の利用停止を可とする決定 個人情報利用停止決定通知書 (様式第17号)
 - (2) 保有個人情報の利用停止を否とする決定 個人情報非利用停止決定通知書 (様式第18号)

(利用停止の可否の決定期間の延長に係る通知)

- 第16条 条例第27条第3項において準用する条例第18条第3項の規定による保有個人情報の利用停止の可否の決定期間の延長に係る通知は、個人情報利用停止決定期間延長通知書(様式第19号)により行うものとする。 (費用)
- 第17条 条例第28条ただし書に規定する写しの作成および送付に要する費用については、鯖江広域衛生施設組合情報公開条例施行規則(平成11年鯖江広域衛生施設組合規則第7号)第6条の規定を適用する。

(個人情報保護審査会)

- 第18条 条例第30条第1項に規定する鯖江広域衛生施設組合個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審査会を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する 委員がその職務を代理する。
- **第19条** 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(個人情報保護運営審議会)

第20条 条例第31条第1項に規定する鯖江広域衛生施設組合個人情報保護運営 審査会(以下「審議会」という。)の組織および運営については、前2条の規定 を準用する。この場合において、「鯖江広域衛生施設組合個人情報保護審査会」 とあるのは「鯖江広域衛生施設組合個人情報保護運営審議会」と読み替えるも のとする。

(審査会および審議会の庶務)

第21条 審査会および審議会の庶務は、管理課において処理する。

(運用状況の公表)

- **第22条** 条例第35条の規定による運用状況の公表は、広報紙への掲載その他の 適当な方法により行うものとする。
- 2 実施機関は、毎年5月31日までに、前年度における請求受理件数、開示件数、不開示件数その他の運用状況を記載した書類を作成して管理者に提出しな

ければならない。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

様式第1号

個人情報取扱事務届出書

鯖江広域衛生施設組合 管理者 殿

実施機関名

鯖江広域衛生施設組合個人情報保護条例第7条第1項前段の規定により、次のとおり届け出ます。

所 管 課 名		届出年月日		年 月	日 ※届出	番号				
事務の名称					•	<u>.</u>				
事務の目的										
個人情報の記録 の対象者の範囲										
事務の開始年月 日		年 月	日							
	基 本 的 心 事 項 状	、身の	生活	社会生活	経済状況	思想・信条等	この他			
個人情報の記録の項目	□性 別 □ □生 日 □ □年 所 □] □ □ 詞] □ □ □ □	引导 5. C.	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□				
個人情報の収集 の方法	□本人 □本人以外	(□法令 □同	司意 □]緊急 □/	公刊出版物	□その他)				
収集の時期	□定期(月~ 月)]不定期						
記録の形態	□文書□▽	マイクロフィバ	レム]電子媒体等	等 □その	他				
電子計算機処理 の有無	□有□無									
電子計算機結合 の有無	□有 (結合 □無	·)						
個人情報の利用の範囲等	□他の課にお	□所管課のみで利用 □他の課において利用 (課名:) □実施機関以外への提供 (提供先:)								
備考										

- 注 1 各欄の□には、該当する項目にレ印を記入してください。
 - 2 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第2号

年 月 日

個人情報取扱事務変更(廃止)届出書

鯖江広域衛生施設組合 管理者 殿

実施機関名

鯖江広域衛生施設組合個人情報保護条例第7条第1項後段または同条第3項 の規定により、次のとおり届け出ます。

所 管 課 名		届出	番 号		
届出の区分	□変更 □廃止	変更・廃止	年月日	年	月日
事務の名称			·		
変更・廃止の理由					
変更項目	変更	前	変	更	後
処 理 欄					

- 注1 届出番号には、鯖江広域衛生施設組合個人情報保護条例第7条第1項 の規定による個人情報取扱事務届出書の届出番号を記入してください。
 - 2 届出の区分の欄には、該当する□にレ印を記入してください。

様式第3号

個 人 情 報 収 集 通 知 書

 第
 号

 年
 月

 日

様

鯖江広域衛生施設組合 管理者 印

あなたの個人情報を次のとおり収集しましたので、鯖江広域衛生施設組合個 人情報保護条例第8条第3項の規定により通知します。

				1					
収集	年	月	目			年	月	日	
収	集		先						
収集し記録									
収集および									
事務および									
所	管		課						

様式第4号

個人情報利用 · 提供通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

鯖江広域衛生施設組合 管理者 印

あなたの個人情報を次のとおり利用または提供しましたので、鯖江広域衛生施設組合個人情報保護条例第9条第2項の規定により通知します。

	- 1 - 1 - 2 0	, , ,, , , , , ,		9
利用・提供の区分	□ 利	用	□ 提	供
利用または提供した 年 月 日		年	月 日	
利用または提供した 個 人 情 報 の 記 録 の 内 容				
利用または提供した 目 的				
個人情報の提供先				
所 管 課				

様式第5号

年 月 日

個人情報利用 · 提供届出書

鯖江広域衛生施設組合 管理者 殿

実施機関名

鯖江広域衛生施設組合個人情報保護条例第9条第2項の規定により、次のと おり届け出ます。

40 7 曲 (7 山 よ y 。	
届 出 所 管 課	
目的外利用等の区分	□目的外利用□外部提供
目的外利用等を 実施する年月日	年 月 日
事務の名称	
目的外利用等をする 保有個人情報の 記 録 内 容	
目的外利用等を す る 理 由	
提供先	
処 理 欄	

注 目的外利用等の区分の欄には、該当する□にレ印を記入してください。

様式第6号

			人	情	報	開	示	請	求	書			
											年	月	日
		展	九 又										
							1	È	所				
							ŀ	モ	名				
							É	電話者	番号				
魣	青江広域衛生施	設組台	計個 力	情	報保語	護条係	列第	14条	第 1	項の	規定	により、	次
のと	おり保有個人	情報の	開力	トを	請求	しまっ	す。						
1	開示請求に係る	5											
	保有個人情報の												
1	件名または内容	学											
2	開示の方法	去	閲	覧		写し	の交	付	(写	こしの	郵送)	
3	請求者の区分	→ □	本	人		法定	代理	人					
4	本人の区分		未	成年	者		成年	被後	:見人	-			
5 2	本人の住所・日	氏 住		所									
2	名	氏	į	名									
** -	本人または法気	(1)	運転	完免	許証	(2)	旅券	(3)	健康	保険	被保险	険者証	
	ザスよには伝え 代理人確認欄	(4)	戸籍	語	本	(5)	登記	事項	証明	書			
		(6)	その)他	()			
※ 5	所 管 問	果											
※ 1	備	号											

- 注1 開示請求に際しては、本人であることを証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等)を提出し、または提示し てください。
 - 2 2の欄は、希望する開示の方法に該当する□にレ印を記入してください。
 - 3 3および4の欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 4 4および5の欄は、法定代理人が請求する場合にのみ記入してください。
 - 5 法定代理人が請求する場合には、注1の書類および戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明するために必要な書類として、 鯖江広域衛生施設組合管理者が認めるものを提出し、または提示してく ださい。
 - 6 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第7号

	個 人 情 報 開 示 決 定 通 知 書 第 号 年 月 日 様								
	鯖江広域衛生施設組合 管理者 印								
年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報について、次のとおり開示することに決定しましたので、鯖江広域衛生施設組合個人情報保護条例第 18 条第 2 項の規定により通知します。									
開示請求に係る保有個人情報の件名または内容									
開示の日時	午前 年月日() 午後								
開 示 の 場 所									
所 管 課									

- 注1 開示を受ける際には、この通知書および本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等)を提出し、または提示してください。
 - 2 法定代理人が開示を受ける場合には、注1の書類および戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明するために必要な書類として、鯖江広域衛生施設組合管理者が認めるものを提出し、または提示してください。
 - 3 指定された開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話 等で所管課まで連絡してください。

様式第8号

	個人情報部分開示決定通知書
	第 号
	年 月 日
核	É
	鯖江広域衛生施設組合 管理者 印
年 月	日付けで開示請求のあった保有個人情報につい
, , , ,	『を除いた部分につき開示することに決定しました
	设組合個人情報保護条例第 18 条第 2 項の規定により
通知します。	
開示請求に係る	
保有個人情報の	
件名または内容	
開示の日時	年前 年月日()時分
	午份午後
開示の場所	
保有個人情報の一部	
を開示することが	
できない理由	
※開示が可能になる日	年 月 日
シブロン・ハー・コ 出席(できる) 口	т /л н
false	
所 管 課	
	l ↑ この通知書お上び木人であることを証明するために、

- 注1 開示を受ける際には、この通知書および本人であることを証明するために必要な書類(個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等)を提出し、 または提示してください。
- 2 法定代理人が開示を受ける場合には、注1の書類および戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類を提出し、または提示してください。

- 3 指定された開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で担当課 まで連絡してください。
- 4 ※印の欄には、開示しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときにその期日を記入していますので、その時点で開示を希望する場合は、この日以後に改めて保有個人情報の開示を請求してください。
- 教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鯖江広域衛生施設組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。)。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して6か月以内に、鯖江広域衛生施設組合を被告として(訴訟において鯖江広 域衛生施設組合を代表する者は、鯖江広域衛生施設組合管理者となります。)、提起 することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の 取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この 処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第9号

個人情報不開示決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

鯖江広域衛生施設組合 管理者 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報について、次のとおり開示しないことに決定しましたので、鯖江広域衛生施設組合個人情報保護条例第18条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の件名または内容				
開示することができない理由				
※開示が可能になる日	年	月	日	
所 管 課				

- 注 ※印欄には、開示しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときにその期日を記入していますので、その時点で開示を希望する場合は、この日以後に改めて保有個人情報の開示を請求してください。
- 教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鯖江広域衛生施設組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。)。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江広域衛生施設組合を被告として(訴訟において鯖江広域衛生施設組合を代表する者は、鯖江広域衛生施設組合管理者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第 10 号

個人情報開示決定期間延長通知書										
								第		号
								年	月	日
				梯	₹					
						儘江広域 :	衛生施設組	1合 答	空田老	印
						MD1工/二/30	円 工//匹氏//	- - □ =	3 XI. L	
			年	月	日付けで	開示請求の	あった保有	有個人性	青報に	0 11
て、	、鯖江	広域	衛生	施設組	1合個人情報作	保護条例第	18 条第 3	項の規	定によ	; b 、
次(のとお	り決	上定期	間を延	長したので	通知します				
開	示 請	求	にも	系る						
保	有 個	人	情幸	見の						
件	名ま	た	はり	勺容						
业	初の	汝.	⇒ #	·用		年	月	日		
	191 07	1/	足 为	刃 四		+	Л	Н		
7-7	=) . · · ·	ملك ج	, ,,						H HH
延	長で		5 期	間						日間
新	た	な	期	限		年	月	日		
カボ	E	<i>T</i>	⊤ ⊞	+						
延	長	(/)	理	由						
所		管		課						
17		Ħ		H/K						
1					<u> </u>					

様式第 11 号

				個 人	情報	引	正請	求	書				
										年	J	月	日
			展	Ľ									
							住		所				
							氏	ì	名				
							電	話看	番号				
1	鯖江広域	衛生施設	組合	個人情	報保	護条	例第 2	1条	第1月	頁の規類	定に」	にり、	次
\mathcal{O}	とおり保	:有個人情	報の	訂正を	請求	しま	す。						
1	訂正請求	対に係る											
	保有個人	人情報の											
	件名まれ	とは内容											
2	訂正を	求める											
	箇所お。	よび内容											
3	請求者	の区分		本人			法定任	代理	人				
4	本人の	の区分		未成年	年者		成年初	皮後	見人				
5	本人の信	主所・氏	住	所									
	名		氏	名									
***	本人また	をは注字	(1)	運転免	許証	(2)	旅券	(3)	健康仍	呆険被 假	呆険者	訂	
**	代理人	–	(4)	戸籍謄	本	(5)	登記事	事項	証明書				
	1 (12:1)(1)	(田) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	(6)	その他	<u>r</u> ()			
*	所 智	第 課											
**	備	考											

- 注1 訂正の請求に際しては、本人であることを証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等)を提出し、または提示してください。
 - 2 3および4の欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 3 4および5の欄は、法定代理人が請求する場合にのみ記入してください。
 - 4 法定代理人が請求する場合には、注1の書類および戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明するために必要な書類として、 鯖江広域衛生施設組合管理者が認めるものを提出し、または提示してく ださい。
 - 5 訂正の請求をする場合は、訂正すべき事実の誤りを証する書類を添付してください。
 - 6 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第 12 号

	個	月人情報訂正決定通知書		
		第		号
		年	月	日
	様			
		鯖江広域衛生施設組合	管理者	印
年	月	日付けで訂正の請求があった保有	可 個人情幸	限につい
て、次のとおり(3	全部	・その一部)の訂正をすることに	決定しま	したの
で、鯖江広域衛生が	包設約	組合個人情報保護条例第23条第2項	質の規定は	こより通
知します。				
訂正請求に係	る			
保有個人情報	\mathcal{O}			
件名または内	容			
訂正の内	容			
保有個人情報	Ø)			
一部につい				
訂正をしない理				
所 管	課			
	考			

注 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に、鯖江広域衛生施設組合管理者に対して審査請求をする ことができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審 査請求をすることができません。)。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江広域衛生施設組合を被告として(訴訟において鯖江広域衛生施設組合を代表する者は、鯖江広域衛生施設組合管理者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第 13 号

備

個人情報非訂正決定通知	書		
	第		号
	年	月	日
様			
鯖江広域衛生旅	起設組合	管理者	印
年 月 日付けで訂正の請求があ	った保有	可個人情 報	報につい
て、次のとおり訂正をしないことに決定しましたの	ので、鯖	江広域領	新生施設
組合個人情報保護条例第23条第2項の規定により通	知します	0	
訂正請求に係る			
保有個人情報の			
件名または内容			
訂正をしない理由			
所 管 課			

注 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に、鯖江広域衛生施設組合管理者に対して審査請求をする ことができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審 査請求をすることができません。)。

考

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江広域衛生施設組合を被告として(訴訟において鯖江広域衛生施設組合管理者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第 14 号

個人情報訂正決定期間延長通知書							
	快			第 年	月	号日	
	様						
		鯖江広	域衛生施設	組合	管理者	印	
年	月	日付けで訂正の請	求があった	保有個	人情報	につい	
て、鯖江広域衛生が	起設組	合個人情報保護条例	第 23 条第 3	3 項の規	規定によ	り、	
次のとおり決定期間	見を延	長したので通知しま	す。				
訂正請求に係	る						
保有個人情報							
件名または内	容						
当初の決定期	限	年	月	日			
延長する期	間					日間	
新たな期	限	年	月	日			
延長の理	由						
所 管	課						

様式第 15 号

						個	人情報の訂正に係る通知書
							第 号
						様	年 月 日
							建 江广战海升 拔乳如
							鯖江広域衛生施設組合 管理者 [印]
				年		月	日付けで提供しました保有個人情報について、
<i>t</i> ↓. +/		年	Л		ᄩᆂᆂ		けけで次のとおり訂正をしましたので、鯖江広域衛
生 所	也設	組	合個]人,	育新	が保護	接条例第 23 条第 4 項の規定により通知します。
訂				f l=		る の	
保件							
.,	•						
訂	Ī	<u>.</u>	の	P	勺	容	
訂	IF	<u>.</u>	の	ŧ	里	由	
н.	-11-	•		٠.		щ	
所			管			課	
備						考	
						-	

様式第 16 号

		個人情報利用停止請求書	
		年 月	日
		様	
		住 所	
		氏 名	
		電話番号	
1	鯖江広域衛生施設	組合個人情報保護条例第25条第1項の規定により)、次
\mathcal{O}	とおり保有個人情	報の利用停止を請求します。	
1	利用停止請求に		
	係る保有個人情		
	報の件名または		
	内容		
2	利用停止を求め		
	る箇所および内		
	容		
3	請求者の区分	□ 本人 □ 法定代理人	
4	本人の区分	□ 未成年者 □ 成年被後見人	
5	本人の住所・氏	住所	
	名	氏 名	
>%	本人または法定	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3)健康保険被保険者記	E
**		(4) 戸籍謄本 (5) 登記事項証明書	
	代理人確認欄	(6) その他()	
*	所 管 課		
*	備考		

- 注1 利用停止の請求に際しては、本人であることを証明するために必要な 書類(運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等)を提出し、または提 示してください。
 - 2 3および4の欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 3 4および5の欄は、法定代理人が訂正請求をする場合にのみ記入してください。
 - 4 法定代理人が請求する場合には、注1の書類および戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明するために必要な書類として、 鯖江広域衛生施設組合管理者が認めるものを提出し、または提示してく ださい。
 - 5 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第 17 号

	個人情報利用	月停止決定通知	書		
			第		号
			年	月	日
	Ė				
		鯖江広域衛生力	施設組合	管理者	印
年 月	日付けで	利用停止の請求	えがあった	保有個人	、情報に
ついて、次のとおり(全部・その一	一部) の利用停	止をする	ことに決	定しま
したので、鯖江広域衛星	生施設組合個	人情報保護条例	列第 27 条	第 2 項の	規定に
より通知します。					
利用停止請求に係る保有個人情報の件名または内容					
利用停止の内容					
保 有 個 人 情 報 の 一部について利用 停止をしない理由					
所 管 課					
備 考					

注 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に、鯖江広域衛生施設組合管理者に対して審査請求をする ことができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審 査請求をすることができません。)。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江広域衛生施設組合を被告として(訴訟において鯖江広域衛生施設組合管理者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第 18 号

	1	固人情報非利用	月停止決定:	通知書		
	様			第 年	月	号 日
			鯖江広域徫		管理者	. 卸
年 ついて、次のとお 衛生施設組合個人情	り利		いことにど	央定しました	こので、	鯖江広域
利用停止請求に係 保有個人情報 件名または内	0)					
利用停止をしな理	い曲					
所 管	課					
備	考					

注 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に、鯖江広域衛生施設組合管理者に対して審査請求をする ことができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審 査請求をすることができません。)。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江広域衛生施設組合を被告として(訴訟において鯖江広域衛生施設組合を代表する者は、鯖江広域衛生施設組合管理者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第 19 号

個人情報利用停止決定期間延長通知書							
	様	÷			第 年	月	号 日
	彻	ξ.					
			鯖江広域徫	5生施設約	组合	管理者	印
年 ついて、鯖江広域能り、次のとおり決定			情報保護条	例第 27			
利用停止請求に係 保有個人情報 件名または内	の						
当初の決定期	限		年	月	日		
延長する期	間						日間
新たな期	限		年	月	日		
延長の理	由						
所 管	課						